控除対象通算対象所得 調整額の控除明細書		事業年度	•		法人名	要期繰越額の記録を
事業年度所	1.0 -372 108	控除対象通算 対象所得調整額 (①×23.2/100 又は①×19/100)	既に控除を受けた額	控除未済額②一③	当期控除額	
	① 円	② 円	③ 円	<u>④</u> 円	<u></u> ⑤	
	H	H	户	户	户	(用級日本産業規格A
: :						大 円 規 格
						4
						(第 三 条 ・
						第
						第十条の 二 関係
						 別 十 二 二
当 期 分						
計			円		円 円	

第6号様式別表2の3記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた 通算対象所得金額(法第53条第13項に規定する通算対象所得金額をいう。以下この記載 要領において同じ。)について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第 6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。
- 2 「通算対象所得金額①」の欄は、通算対象所得金額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書(別表7の2)の「通算対象所得金額(11)」の欄の金額を記載すること。
- 3 「控除対象通算対象所得調整額②」の欄は、「通算対象所得金額①」の欄に記載した金額に、通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日)における法第53条第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。)又は法第53条第14項第1号に規定する一般社団法人等にあっては100分の23.2を、同号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。)又は法第53条第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
- (1) 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第13項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日
- (2) 法第53条第15項に規定する被合併法人等(以下この記載要領において「被合併法人等」という。)の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日
- 4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
- (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
- (2) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額®」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額®」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 5 法第53条第15項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併 法人等の前10年内事業年度(同項に規定する前10年内事業年度をいう。)に係る控除未 済通算対象所得調整額(同項に規定する控除未済通算対象所得調整額をいう。)と同項 の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象通算対象所得調整額(同条第14項に 規定する控除対象通算対象所得調整額をいう。)とに区分して、それぞれ各事業年度ご とに記載すること。